

商品概要説明書

金利上乘せ定期積金「メリット☆ワン」(定額式)

(平成28年5月2日現在)

1. 商品名 (愛称)	○定期積金(満期予約型・定額式) ※定額式とは、定期的に一定額を払込みする定期積金です。 「メリット☆ワン」(定額式)
2. 販売対象	○個人
3. 取扱期間	○平成28年5月2日(月)～平成29年3月31日(金)
4. 期間	○1年以上5年以内
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○お通帳からの自動振替とします。 ○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○一回あたり1,000円以上 ○1円単位
6. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に当座性貯金及び定期貯金へ自動振替します。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の定期積金店頭表示金利に0.05%を上乗せした約定利回りを満期時まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%) [※] の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ○金利(約定利回り)は店頭に表示しています。
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまは、当JA本支店または金融部(電話:054-367-3206)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J Aバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A金融部または静岡県 J Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>○定期積金証書での取扱いとなります。</p> <p>○満期を迎えた際には、満期契約と同内容にて自動再契約とします。</p> <p>○当該積金は総合口座等の担保に組み入れることはできません。</p> <p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年3.65日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p> <p>○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aしみず